

地域包括支援センターについて

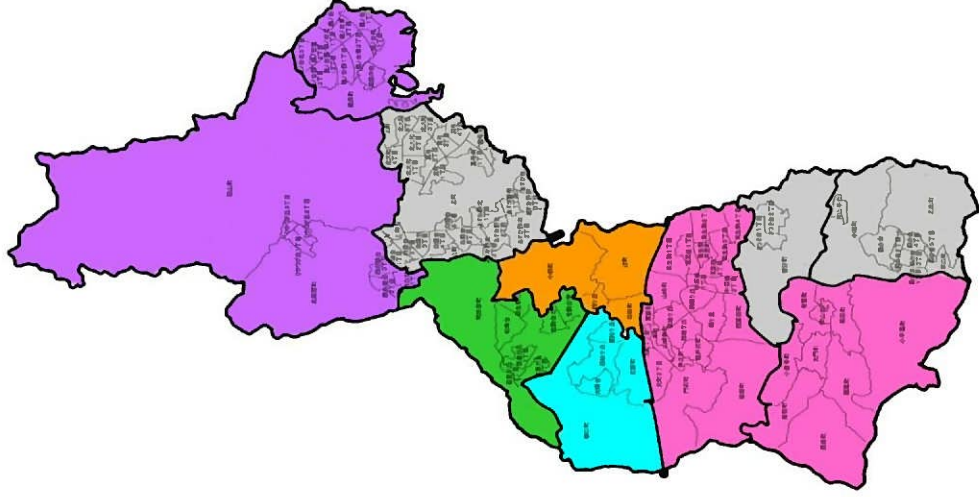
生駒市地域包括ケア推進課

地域包括支援センターは 高齢者の総合相談窓口です。

- 保健師（または看護師）
- 社会福祉士
- 主任介護支援専門員

地域包括支援センターには専門職が配置されています。

生駒市地域包括支援センター一覧



生駒市阪奈中央地域包括支援センター

南田原町、喜里が丘、生駒台南、生駒台北、新生駒台、松美台、俵口町の一部（阪奈道路以北）

生駒市梅寿荘地域包括支援センター

山崎町、東旭ヶ丘、西旭ヶ丘、新旭ヶ丘、東新町、山崎新町、本町、元町、中之町、門前町、軽井沢町、東生駒、東生駒月見町、東菜畑、中菜畑、西菜畑町、菜畑町、緑ヶ丘、荻原町、藤尾町、西畑町、鬼取町、小倉寺町、大門町、有里町、小平尾町、青山台

生駒市メディカル地域包括支援センター

上町、白庭台、真弓、真弓南、あすか野南、あすか野北、あすか台、北大和、上町台、壱分町、さつき台、小瀬町、南山手台、東山町、萩の台、乙田町、翠光台

生駒市フォレスト地域包括支援センター

高山町、ひかりが丘、北田原町、西白庭台、鹿畑家町、美鹿の台、鹿ノ台東、鹿ノ台西、鹿ノ台南、鹿ノ台北

生駒市東生駒地域包括支援センター

辻町、小明町、谷田町、桜ヶ丘

生駒市社会福祉協議会地域包括支援センター

北新町、俵口町の一部（阪奈道路以南）、東松ヶ丘、西松ヶ丘、光陽台

生駒市地域包括支援センター 4つの業務

1 総合相談支援

地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け付け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に見守り支援をしていくことや、地域の方の見守り態勢の構築。

2 権利擁護業務

高齢者の権利侵害の予防や対応、権利行使の支援。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域で働くケアマネジャーの側面的支援や、支援の必要な方の入院から退院（在宅）へのスムーズな移行

4 介護予防ケアマネジメント

高齢者の方々が住み慣れた地域で、もっている能力に応じて自立した生活が営めるよう、心身の低下を予防するための取り組みや啓発。

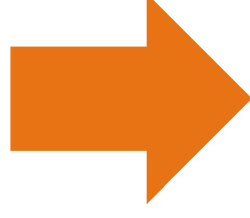
1 総合相談支援

地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け付け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に見守り支援をしていくことや、地域の方の見守り態勢の構築。

介護や健康に関する相談の受付



- ・ 元気になるサービスを教えて欲しい
- ・ かかりつけ医がいない
- ・ 介護保険の申請をしたい
- ・ 認知症がひどくなってきた
- ・ 家族のケアについて
- ・ 介護施設を知りたい
- ・ 家族の介護負担の軽減について

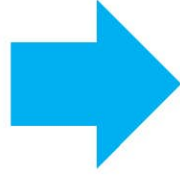


適切な機関への
紹介・引継ぎ

(1) 地域の関係機関や地域の方々とのネットワークの構築



閉じこもりがちな人が多くて
こまったなあ。



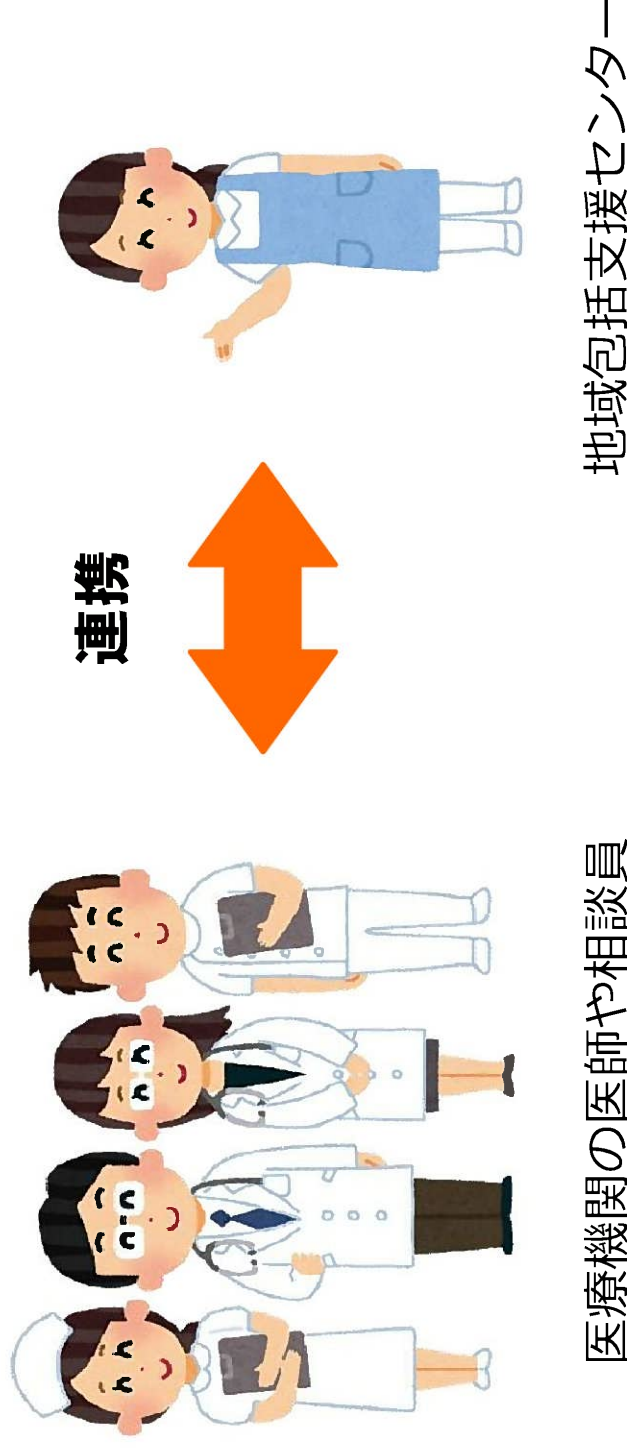
地域包括支援センターに相談しよう！

地域包括支援センターの役割を知っていただき、

地域の課題を共有していく役割



(1) 地域の関係機関や地域の方々とのネットワークの構築



**病院から退院していく方が安心して
自宅に戻れる環境を整える。**

(3) 認知症の方の支援

認知症は「2025年には約700万人になる」

と言われている病気です。



認知症の理解を深めるために

- 認知症サポーター養成講座の開催
- 商店や銀行に「認知症の正しい理解を促すための啓発」
- 認知症高齢者の徘徊模擬訓練の開催支援



(4) さまざまな情報提供



配達弁当の配達範囲の交渉



介護保険外でレンタルできる
ベッドや車イスの把握



有料老人ホームなどの施設の把握



高齢者の生活に役立つ社会資源の
発見や開発

2 権利擁護業務

高齢者の権利侵害の予防や対応、権利行使の支援。



高齢者虐待の対応や防止

早期に発見し、高齢者の命が危ぶまれる危険性を察知し、必要に応じて保護を行います。高齢者虐待を早期に発見できるよう、関係機関や住民に対して啓発を行っています。

消費者被害の防止に向けて

高齢者の集まるサロンなどで消費者センターや警察からの案内を用いて啓発を行っています。

成年後見制度の活用支援

認知症などで判断能力が低下した方の権利を守る為に、成年後見制度の活用に関してアドバイスや啓発を行っています。



3 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域で働くケアマネジャーの側面的支援や、支援の必要な方の入院から退院（在宅）へのスムーズな移行。

(1) ケアマネジャーからの個別相談へのアドバイス

(2) 社会資源などの提供

(3) ケアマネジャーの実力向上のための勉強会の開催

(4) ケアプラン作成に対する助言や指導

(5) ケア会議への出席

(6) 支援の必要な方の入院から退院（在宅）への切れ目のない支援など



4 介護予防ケアマネジメント

高齢者の方々が住み慣れた地域で、もっている能力に応じた自立した生活が営めるよう、心身の低下を予防するための取組や啓発。

元気度手エック返送者

**元気度手エック
(基本チェックリスト)
回答用紙**

氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

〒〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇

電話番号 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

Eメール 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇

※ 回答はご本人が実施してください。
 ※ 本表は「転倒予防」に活用ください。
 ※ 必ず「すべての項目」に回答してください。
 ※ 回答は「1」～「2」に「はい/いいえ」を記入してください。

項目	はい	いいえ
1. 1ヶ月以上で、1人で歩行が難しくなりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 歩行が不安定になりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 歩行が速くなりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 歩行が遅くなりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 歩行が不安定になりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 歩行が速くなりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 歩行が遅くなりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 1ヶ月以上で、歩行が不安定になりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 1ヶ月以上で、歩行が速くなりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 歩行が不安定になりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 歩行が速くなりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 歩行が不安定になりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 歩行が速くなりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. 歩行が不安定になりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. 歩行が速くなりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16. 歩行が不安定になりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17. 歩行が速くなりましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

〇〇〇〇〇

返送者の中で普段の日常生活を送る上での機能に低下が見られた方

(1) 認知症予防や体操教室など介護が必要な状況を防ぐための教室の案内



(2) 地域でのサロンや体操教室の開催など地域活動の支援



また、

(3) 自治会・老人会などが主催している体操教室やサロンへの参加

(4) 「パワーアップ教室EJUS」、「パワーアップ教室」、「転倒予防教室」、「ひまわりの集い」への参加

などをお勧めしています。

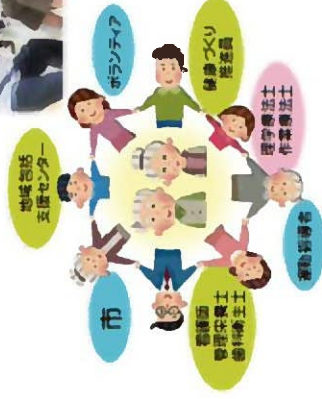
あなたとわたしの 介護予防

～生駒市の介護予防事業のご案内～



生駒市

新しい介護予防・ 日常生活支援総合事業のご案内



生駒市

地域包括支援センターの業務について (包括的支援業務①～④・介護予防ケアマネジメント業務)

生駒市では、10の圏域を6ヶ所の地域包括支援センターと1支所で担当し、65歳以上の高齢者の総合相談窓口として、様々な業務を行っています。

②包括的・継続的マネジメント支援

- ・圏域内のケアマネジャーへの個別・集団支援
- ・ケアマネジャー向け、研修会・交流会の企画・運営
- ・支援困難ケース等への助言・指導
- ・地域でのケアマネジャーのネットワーク構築
- ・医療と介護の連携等

①総合相談支援

- ・介護保険制度利用や高齢者の困りごとの相談
- ・地域に暮らす高齢者の実態把握
- ・地域の方々とネットワークの構築(地域づくり)

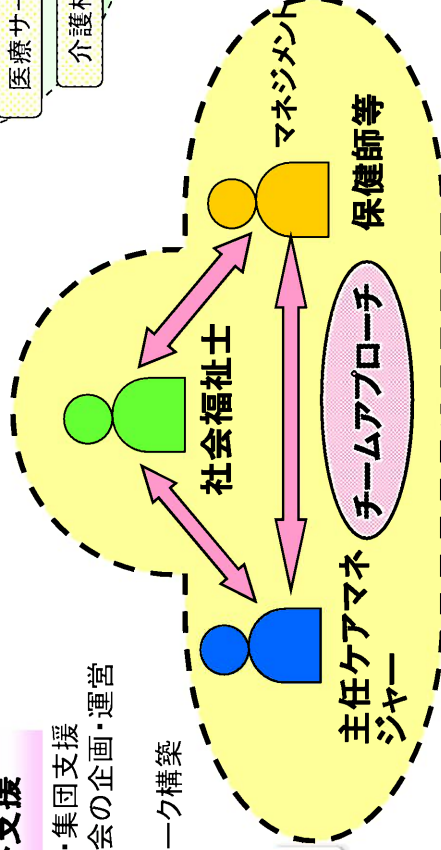
多面的(制度横断的)支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、介護保険サービスなど必要な機関・サービスにつなぐ

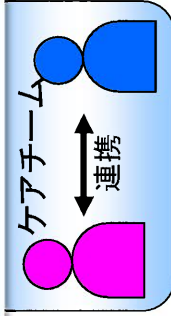


④介護予防ケアマネジメント

- ・65歳以上の高齢者の生活機能低下者の早期発見
- ・介護予防に関するセルフケアの促進や地域での互助の仕組みづくり
- ・介護予防の活動拠点の創出やポータルケアへの支援等



多職種協働・連携の実現



主治医を含む
多職種
ケアマネジャー
連携

③虐待防止・早期発見、権利擁護

- ・高齢者虐待防止に関する普及啓発
- ・高齢者虐待の対応
- ・成年後見制度など、権利擁護事業の紹介
- ・認知症の正しい理解の促進等

生駒市介護保険運営協議会

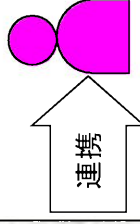
介護保険法施行規則第140条の66第2号ロ

「地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。」

- ・地域包括支援センターの人員基準や運営方法等について
- ・前年度実績報告及び当該年度事業計画の承認
- ・地域包括支援センターの実地指導及び事業評価に関する承認
- ・指定介護予防支援及び第一号介護予防支援の再委託事業所の承認

指定介護予防支援事業所 介護予防支援・第1号ケアマネジメント

・要支援1・2、事業対象者のケアマネジメントを実施し、適切なサービス・事業(予防給付、介護予防・日常生活支援総合事業等)やセルフケア・家族支援を合わせて、一人一人にあった支援を、主治医とも調整しながら展開。



主治医